



室蘭基署発 1020 第 3 号
平成 29 年 10 月 20 日

室蘭労働基準協会長 殿

室蘭労働基準監督署長



職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

労働災害の防止につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、北海道内における労働災害による休業 4 日以上之死傷者数（9 月末現在）は、4,152 人と対前年と同数となっており、死亡者数については、49 人と対前年比 1 人（2.1%）の増加となっております。

また、当署管内におきましては、休業 4 日以上之死傷者数（9 月末現在）は、145 人と対前年比で 23 件（18.9%）の増加しており、死亡者数についても 4 人と対前年比で 2 人増加するなど、憂慮すべき事態となっております。

このため、平成 29 年 10 月 12 日付で北海道労働局長より、別添の「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」をしております。

貴団体におかれましても取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

担当：第二方面
0143-23-6131

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

北海道内における労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきておりますが、近年はその減少傾向が鈍化しており、昨年は死亡労働災害にあっては大幅増加に転じている状況にあります。

そのような状況の下、死亡労働災害の撲滅に向け、本年4月28日、北海道労働局及び主要な労働災害関係団体と連名で「緊急共同宣言」を行い、6月末までの間集中的に取り組んだところ、その増加傾向に一定の歯止めをかけることができましたが、平成29年9月末現在の死亡者数は、49人と前年同月期に比べ1人（2.1%）増加しており、なお前年を上回る状況が続いているところです。

これらの死亡災害をみますと、発生の要因として基本的な安全管理の取組が徹底されていないことにより発生したものが少なからず認められます。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること
- 4 秋季を迎え、作業環境が悪化する屋外型産業、とりわけ、建設業にあっては「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を確実に実施すること

平成29年10月12日

厚生労働省北海道労働局

局長 引地 陸夫

平成29年 業種別労働災害発生状況

(平成29年9月末現在)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	平成29年			平成28年同期			対前年		業種割合	平成28年確定値		
	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	4	141 [50]	145 [50]	2	120 [40]	122 [40]	23	18.9	100.0	5	195	200
製造業	1	30 [5]	31 [5]		20 [4]	20 [4]	11	55.0	21.4		28	28
食料品		5 [3]	5 [3]		9 [2]	9 [2]	-4	-44.4	3.4		10	10
木材木製品		1	1		1	1			0.7		1	1
窯業・土石		3 [1]	3 [1]		2	2	1	50.0	2.1		2	2
鉄鋼業	1	4	5		2	2	3	150.0	3.4		5	5
金属・機械		5	5		2 [1]	2 [1]	3	150.0	3.4		3	3
輸送用機械		3	3				3	-	2.1		1	1
その他の製造業		9 [1]	9 [1]		4 [1]	4 [1]	5	125.0	6.2		6	6
鉱業・土石採取業								-				
建設業	1	17 [4]	18 [4]	1	19 [3]	20 [3]	-2	-10.0	12.4	4	31	35
土木工事業	1	7 [2]	8 [2]	1	6 [1]	7 [1]	1	14.3	5.5	2	10	12
建築工事業		9 [2]	9 [2]		10 [1]	10 [1]	-1	-10.0	6.2	1	14	15
木造建築業		1	1		1 [1]	1 [1]			0.7		4	4
その他の建設業					2	2	-2	-100.0		1	3	4
道路貨物運送業	1	14 [3]	15 [3]		9 [1]	9 [1]	6	66.7	10.3		16	16
その他の運輸業		5 [1]	5 [1]		2 [1]	2 [1]	3	150.0	3.4		2	2
陸上貨物取扱業								-				
港湾運送業								-				
林業	1	1	2		1	1	1	100.0	1.4		1	1
漁業		1	1		1	1			0.7		1	1
卸売・小売業		21 [12]	21 [12]		17 [11]	17 [11]	4	23.5	14.5		28	28
社会福祉施設		10 [5]	10 [5]		12 [5]	12 [5]	-2	-16.7	6.9		20	20
旅館業		7 [5]	7 [5]		6 [4]	6 [4]	1	16.7	4.8		11	11
清掃業		8 [4]	8 [4]		10 [4]	10 [4]	-2	-20.0	5.5		12	12
上記以外の事業		27 [11]	27 [11]	1	23 [7]	24 [7]	3	12.5	18.6	1	45	46

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。

本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

本統計は、北海道労働局ホームページからダウンロードできます。

○労働災害増加中！

平成29年9月末現在において、対前年と比べて**23件(18.9%)増加**しています。増加傾向にある製造業、道路貨物運送業、その他の運輸業、卸売・小売業においては、リスクアセスメントを実施し、設備改善や作業手順の見直し等について、積極的に取り組んでください。

○ **第68回全国労働衛生週間** スローガン:「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

本週間:平成29年10月1日～平成29年10月7日

○ **北海道最低賃金は、平成29年10月1日から時間額810円に改定されます。**

詳細は北海道労働局ホームページで。

○ **建設工事追い込み期労働災害防止運動(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)**

○ **建設安全の日(平成29年10月25日から平成29年10月31日まで)**



平成29年9月末 死亡労働災害事例

発生月	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	11時台	道路貨物運送業	交通事故	トラック	被災者は、トレーラーの積み荷を下ろした後、国道を走行していた際、路面が凍結していたため、スリップして対向車線にはみ出し、対向車線を走行していたトレーラーに正面衝突したものの、相手方のトレーラーの運転手も膝や肩等を骨折する重傷。
2	9時台	鉄鋼業	有害物との接触	有害物	被災者は、製鋼製造工程で発生するダストの無害化処理を行うため、薬品を使用し、作業していたところ、何らかの理由により、別の薬品が混ざり、発生した硫化水素にばく露され、硫化水素中毒(疑い)になり、死亡したものの。
4	13時台	林業	激突され	立木等	被災者は、木を伐倒した後、退避していたところ、伐倒した木が跳ねて退避していた被災者に激突し死亡したものの。 なお、伐倒した木(樹高約25メートル)の下敷きになっているところを発見されたもの。
4	14時台	建設業	崩壊、倒壊	立木等	被災者は、伐倒する木(樹高約7メートル)にチェーンソーで切り込みを入れた後、木にかけていたワイヤーロープで引いて倒す予定であったため、引く方向とは別の方向に退避していたところ、木がミシミシと音を立てて被災者側に倒壊し接触。外傷性ショックにより死亡したものの。

平成28年 死亡労働災害事例

発生月	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
8	12時台	教育・研究業	墜落・転落	屋根	台風10号の影響により、屋根の一部が剥がれていたため、状況を確認しようと屋根上に上がり移動していたところ、屋根のスレート板を踏み抜き墜落した。頭部を強く打ちつけ、意識不明となっていたが、平成28年9月に死亡したものの。
9	13時台	建設業	激突され	移動式クレーン	被災者は、浮きクレーンのブームを定位置に置くため、船上でフックを仮置きする作業を行っていた。 フックの向きを変えるため、浮きクレーンのブームを下げた際、クレーンの下部に固定していた補巻用のワイヤーロープが緊張し、ワイヤーロープの取付金具が破断。 その反動でワイヤーロープが約30メートル先のフック付近にいた被災者の頭部に当たり、死亡したものの。
11	11時台	建設業	墜落・転落	移動式クレーン	急斜面の維持管理工事において、斜面上で伐木した樹木を移動式クレーンでつり上げ、地上に降ろす作業を行っていた。 被災者は、移動式クレーンでつり上げられた搬器に搭乗し、地上にいる者に合図していたところ、高さ約13メートルから搬器と共に落下し、死亡したものの。
12	10時台	建設業	墜落・転落	車両（解体用機械）	4階建RC造の解体工事において、被災者は屋根上で解体作業を行っていた。 解体した屋根材を集め、それを解体用つかみ機を使用して地上に降ろしていたとき、屋根上で作業をしていた被害者が約12メートル下の地上に墜落し、死亡したものの。 被害者が安全帯を取り付けていたロープが解体用つかみ機のバケットに引っ掛かったことにより、被災者がバランスを崩したものと推定される。
12	8時台	建設業	墜落・転落	足場	被災者は、タンク内に組まれた足場上で、塗装の準備作業として内壁の結露を拭き取る作業を行っていたところ、足場中心にあった開口部からバランスを崩して約14メートル下のタンク底部に墜落した。 開口部には、手すり等が設けられておらず、被災者は安全帯を着用していなかった。